

令和7年 北秋田市農業委員会 第11回総会

1. 開催日時 令和7年11月17日（月） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁 3階大会議室

3. 出席委員（31名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	7番 長崎 成人
8番 堀部 聰	9番 多賀谷 テル子	11番 松岡 英敏
12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男
15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳	17番 武田 韶一
18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延	21番 藤岡 智洋
22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦
25番 伊東 誠子	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	31番 野呂 義久	32番 若松 一幸
33番 佐藤 整	34番 金俊英	36番 佐藤 篤史
37番 長岐 一志		

4. 欠席委員（5名）

6番 中林 めぐみ	10番 長岐 正	20番 金田 悅子
26番 出川 信久	30番 土濃塙 謙一郎	

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

- 第 1 報告第24号 会務報告
- 第 2 報告第25号 専決処分の報告
- 第 3 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主査 斎田 壽国

8. 議事録署名委員

29番 澤藤 匠 31番 野呂 義久

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和7年 北秋田市農業委員会第11回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>6番 中林めぐみ 委員、10番 長岐正 委員、20番 金田悦子 委員、26番 出川信久委員、30番 土濃塙謙一郎 委員の5名となっております。</p> <p>委員総数36名中、31名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは会長よりごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
会長	会長あいさつ（省略）
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員ですが、恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>29番 澤藤匠 委員、31番 野呂義久 委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第24号「会務報告」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。報告第24号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。</p> <p>10月1日、秋田県農業委員会女性協議会地区別研修会が北秋田市・北欧の杜公園パークセンター研修室にて開催され委員6名・事務局2名が出席しました。</p> <p>7日、第10回総会に係る調査を市役所第2庁舎会議室にて委員4</p>

名・事務局3名の出席により開催しました

10日、県主催の第1回地域計画推進ブロック別情報交換会が北秋田市民ふれあいプラザコムコムにて開催され簾内副主幹が参加しました。

15日、第10回定例総会を市役所本庁大会議室において委員29名の出席により開催しました。

18日、19日の両日、鷹巣体育館を会場として開催された北秋田市産業祭におきまして移動農業委員会を実施しました。両日あわせて委員26名・事務局4名が交代で参加しております。

20日、全国農業会議所主催の農業委員会職員全国研究会に簾内福主幹がオンライン視聴により参加しました。

22日～25日、鹿児島県鹿児島市を主会場に開催されました全国農業担い手サミットinかごしまに長岐会長が参加しました。報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がありましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

なお、当職が参加した全国農業担い手サミットinかごしまにの内容につきましては、議案審議終了後に報告いたしますのでよろしくお願ひいたします。

次に報告第25号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをご覧ください。

報告第25号「令和7年10月分 専決処分の報告」です。

表の10月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が39件、(3) 非農地通知が5件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が11件、(7) 農地所有適格法人以外の報告書の受理が2件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が31件、合計88件の処理を実施しました。次の4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見です。

(申請番号1番を朗読)

以下、8ページの申請番号39番まで、合計93筆、面積256,424m²についていずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに、同じく議案書8ページの下段をご覧ください。

(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

以下、つぎの9ページの申請番号5番までのうち、非農地の事由に該当しないと判断された申請番号5番の1筆を除いた計8筆、8,368.91 m²について、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨の決定を行っております。

つぎに、(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、12ページから13ページにかけての申請番号11番まで、合計96筆、面積133,675.92 m²です。

つぎに、同じく13ページの最下段をご覧ください。

(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理につきましては、記載の2法人より報告書を受理しております。

つぎに、14ページをご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、18ページの申請番号31番まで、合計112筆、面積164,881 m²です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

報告第25号について事務局より説明がありました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

19番

19番 佐藤茂延です。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理についてですけれども、一人の方がかなりの人数から「自作のため」解約しているようですが、もう少し中味について詳しく教えてください。これだけの面積を借りてあったものを全て自作に戻すのか。これまで各地区の状況を見ますと自作と出てきますが、作付されないでいたケースもありましたので、何か理由があったものか教えてください。

事務局

事務局の疋田です。かなり件数があるということで、具体的には申請番号8番以降の申請の件と思われますが、こちらの方は離農されるということで今回の解約申請に至っております。事務局で聴き取りした範囲では、次に耕作される方が8割方は決まっているとのことでしたが、

	申請書提出の時点では未確定の分があるとのことであり、書面上では自作をするという内容で受理し資料を作成してございます。
19番	離農されるとのことですが、こちらの方は今まで息子さんも頑張ってこられたと思いますが、息子さんもということでしょうか。
事務局	そのように伺っており、さらに自分が所有していた農地の売却も進めているところです。
19番	思うところはありますが、それ以上は言うこともできないでしょうか。今までも若くして頑張ってきたように見えるのですが、ほかの地区でもこれと同様に農業を頑張ってきた若い人が突然辞めてしまったという例もありますので、何か特別な理由があったものか、その辺を知りたいと思いました。こういうことを話ししていかないともっと増えていくのではないかと思っての質問でした。
議長	その辺の理由について答弁できますか。
事務局	先ほどご説明した以上の事情は把握しておりません。
議長	暫時休憩いたします。
議長	会議を再開いたします。
8番 堀部です。	9ページの(3)非農地通知の申請番号5番の却下となったものについてもう少し詳しく教えてください。
事務局	却下となった農地の周辺の様相についてですが、こちらの1筆以外は全てきれいに保全管理されている状態でした。当該農地の様子としては、すすきの大きな株やまばらに人間の背丈ほどの柳のような木が生えている状況でしたが、周辺の農地が適切に保全管理されており、その間の中にある農地をひとつだけ非農地と判断することは状況的によろしくないのではないかという議論になり、こちらの方は申請却下に至っております。

8番

ここは申請者所有の農地であったのでしょうか。

事務局

そのとおりです。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書19ページをご覧ください。

議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年11月17日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号1番を朗読)

なお、本件は常設審議委員会への諮問対象案件となります。以上の1件についてご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号16番 寺田一徳 委員よりお願ひいたします。

16番

16番の寺田です。

番号1番を報告させていただきます。調査日は11月6日、調査員は18番の武石委員、19番の佐藤茂延委員、20番の金田委員、21番の藤岡委員と私、事務局から成田事務局長、疋田主査の計7名で、市役所第2庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の21ページから24ページになります。栄字中綱の申請地は、自動車販売店と書店に隣接した2筆の農地でした。調査では衛星写真と事務局で撮影した写真で現地を確認し立会人の説明を受けました。排水は、自動車販売店が整備工場で使用している廃油などにも対応した専用の分離層を通過させることで汚染された排水を放流しない

事、盛り土を行うところは擁壁により保護することで隣接する農地や水路への影響を防ぐ計画であり、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 寺田 委員、ありがとうございました。

議案第41号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは本議案について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第41号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。

冒頭にお話したとおり、先般参加しました「全国農業担い手サミットinかごしま」の概要についてご報告いたします。

11月23日に全体会が開催され全国各地から農業関係者が参集しました。秋田県からも多数参加し、ほとんどが農業委員会の会長で16名ほどでしたが、私は鹿角市、大館市の会長と行動を共にして参りました。全体会では恒例により三笠宮寛仁親王妃信子殿下のご列席を仰ぎ、また例年同様全国優良経営体の大賞表彰がなされました。鹿児島県の農業は黒豚、黒牛を中心とした畜産が農業産出額の約69%を占めているということもあってか受賞者も地元の畜産農家がほとんどを占めておりました。その夜は情報交換会ということで7会場に分かれて、私は肝属(きもつき)地区の会場にあてられました。参加者約200名ほどの交流会で、私は地元JAの組合長、県担当者、地元畜産農家、岩手・福島の稻作農家の方々と同じテーブルとなり、少々緊張しながらも親しく交流させていただきました。

翌24日は34コースに分かれた現地研修会ということで、私は垂水市の温泉水を利用したマンゴーを栽培している、天然水で有名な財宝グループの財宝農場、また大野地区というところの、サツマイモを寒風にさ

らして糖度を高めた「つらさげ芋」の生産などを見学してまいりました。ちなみに鹿児島の農業においては、お茶の生産量、和牛の飼養頭数、サツマイモの収穫量、養殖ウナギの生産量、柑橘類、甘柑の収穫量が日本一ということでありました。

この研修を通じて全国各地の方々と再会できた感動を得て、そして新たな出会い、新しい情報、経験をさせていただきました。今後の農業者としての糧になるべく心新たに会場を後にしてまいりました。なお、来年は新潟県で開催されることがあります。つたない報告ではありますが以上となります。

これをもちまして、令和7年第1回定例総会を閉会します。